

木の香る多摩産材住宅普及事業実施要綱

平成28年10月26日付28産労農森第565号

(趣旨)

第1 東京の森林の循環を推進するためには、東京の木多摩産材（東京の木多摩産材認証協議会が認証した木材。以下「多摩産材」という。）の利用が不可欠であり、安定的な利用の確保には、木材需要で大きな割合を占める住宅分野における多摩産材の活用が重要である。

このため、本事業は、住宅展示場に、多摩産材を活用したモデルハウス（以下「モデルハウス」という。）を設置し、多摩産材住宅の普及を図るとともに、モデルハウス内に多摩産材のPRコーナー等を設置し、更なる多摩産材の普及活動を行うことを目的とするものである。

(モデルハウスの設置)

第2 住宅展示場の所在地は、東京都三鷹市大沢三丁目2番37号 朝日新聞総合住宅展示場ハウジングプラザ三鷹<第1会場>とし、初めて住宅を購入する世帯と、2回目以降の取得となる世帯のそれぞれを対象としたモデルハウスを各1棟、計2棟設置する。

2 前項に定めるモデルハウスは事業者がこれを設置する。

(事業者の公募)

第3 第2第2項に定める事業者は、知事がこれを公募する。

2 前項の公募に応じる者は、別に定める必要書類を知事に提出しなければならない。

3 公募に関し必要な事項は、別に定める。

(事業者の決定)

第4 知事は、第3第2項に基づく申請があった場合は、第5による審査の上、事業者を決定する。

2 知事は、前項の決定に際し、必要な条件を付することができる。

(審査会の設置)

第5 知事は、第4に基づく審査を行うため、木の香る多摩産材住宅普及事業審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会に関し必要な事項は、別に定める。

(指導助言等)

第6 知事は、事業の適切かつ効果的な実施のため、事業者に対し、指導助言を行

うことができる。

2 知事は、事業を円滑に進める上で必要と認める場合には、事業者に報告を求めることができる。

(事業者の補助)

第7 知事は、事業者に対し、別に定める要綱に基づき、予算の範囲内においてこれを補助する。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月26日から施行する。